

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

奈良市長

公表日

令和6年8月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に則り、母子健康診査情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、母子保健法による以下の事務で使用する。 ①知識の普及 ②保健指導 ③新生児の訪問指導 ④健康診査 ⑤妊娠の届出 ⑥母子健康手帳の交付 ⑦妊産婦の訪問指導 ⑧低体重児の届出 ⑨未熟児の訪問指導 ⑩母子健康包括支援センターの事業 ⑤については、窓口、サービス検索・電子申請機能にて行う。
③システムの名称	母子健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ 共通基盤システム サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第9条(利用範囲)第1項 別表(70の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表70の項 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項 (情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部 母子保健課
②所属長の役職名	健康医療部 母子保健課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	評価書様式改正にともなう変更				
令和1年6月28日	公表日	平成31年3月29日	令和1年6月28日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康医療部 保健所 健康増進課 健康医療部 保健所 健康増進課長	健康医療部 母子保健課 健康医療部 母子保健課長	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和2年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に則り、母子健康診査情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、母子保健法による以下の事務で使用する。 ①知識の普及 ②保健指導 ③新生児の訪問指導 ④健康診査 ⑤妊娠の届出 ⑥母子健康手帳の交付 ⑦妊産婦の訪問指導 ⑧低体重児の届出 ⑨未熟児の訪問指導 ⑩母子健康包括支援センターの事業 ⑤については、窓口、サービス検索・電子申請機能及び奈良電子自治体共同運営システムにて行う。	母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に則り、母子健康診査情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、母子保健法による以下の事務で使用する。 ①知識の普及 ②保健指導 ③新生児の訪問指導 ④健康診査 ⑤妊娠の届出 ⑥母子健康手帳の交付 ⑦妊産婦の訪問指導 ⑧低体重児の届出 ⑨未熟児の訪問指導 ⑩母子健康包括支援センターの事業 ⑤については、窓口、サービス検索・電子申請機能及び奈良電子自治体共同運営システムにて行う。	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和2年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条(利用範囲)第1項 別表第一(49の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条第1号から第8号まで	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条(利用範囲)第1項 別表第一(49の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条第1号から第8号まで及び11号	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第二欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が母子保健法による妊娠の届出に関する情報が含まれる項(56の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第30条第8号 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (母子保健法に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号利用法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が母子保健法による妊娠の届出に関する情報が含まれる項(56の2の項)及び母子保健法による健康診査に関する情報が含まれる項(69の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第30条第8号及び第38条の3第1号から第7号まで (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が母子保健法による健康診査に関する情報が含まれる項(69の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第38条の3第1号から第7号まで	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	公表日	平成31年3月31日	令和元年6月28日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	公表日	令和元年6月28日	令和2年5月1日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	公表日	令和2年5月1日	令和3年3月31日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	公表日	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第30条第8号及び第38条の3第1号から第7号まで	・番号利用法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第30条第1号のチ及び第30条第三号のチと第38条の3第1号から第7号まで	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ 共通基盤システム サービス検索・電子申請機能 奈良電子自治体共同運営システム	母子健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ 共通基盤システム サービス検索・電子申請機能	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和5年7月11日	公表日	令和4年3月31日	令和5年7月11日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和6年8月26日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に則り、母子健康診査情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、母子保健法による以下の事務で使用する。 ①知識の普及 ②保健指導 ③新生児の訪問指導 ④健康診査 ⑤妊娠の届出 ⑥母子健康手帳の交付 ⑦妊産婦の訪問指導 ⑧低体重児の届出 ⑨未熟児の訪問指導 ⑩母子健康包括支援センターの事業 ⑤については、窓口、サービス検索・電子申請機能及び奈良電子自治体共同運営システムにて行う。	母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に則り、母子健康診査情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、母子保健法による以下の事務で使用する。 ①知識の普及 ②保健指導 ③新生児の訪問指導 ④健康診査 ⑤妊娠の届出 ⑥母子健康手帳の交付 ⑦妊産婦の訪問指導 ⑧低体重児の届出 ⑨未熟児の訪問指導 ⑩母子健康包括支援センターの事業 ⑤については、窓口、サービス検索・電子申請機能にて行う。	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和6年8月26日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条(利用範囲)第1項 別表第一(49の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条第1号から第8号まで及び11号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条(利用範囲)第1項 別表(70の項)	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和6年8月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が母子保健法による妊娠の届出に関する情報が含まれる項(56の2の項)及び母子保健法による健康診査に関する情報が含まれる項(69の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条第1号の子及び第30条第三号の子と第38条の3第1号から第7号まで (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が母子保健法による健康診査に関する情報が含まれる項(69の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3第1号から第7号まで	(情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表70の項 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項 (情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。
令和6年8月26日	公表日	令和5年7月11日	令和6年8月26日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出及び公表が義務付けられない。